

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、名古屋市共同生活援助事業設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者の要件に定める研修)

第2条 要綱第3条第1項第3号に定める「市長が別に定める研修」は、次の各号のとおりとする。

- (1) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- (2) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程
- (4) 行動援護従業者養成研修
- (5) 喀痰吸引等研修（第1号）
- (6) 喀痰吸引等研修（第2号）
- (7) 喀痰吸引等研修（第3号）

(初度調弁費の対象品目)

第3条 要綱第4条別表における初度調弁費の対象となる品目については別表のとおりとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

品 目	備 考
冷 蔵 庫	
炊 飯 器	
掃 除 機	
テ レ ビ	
テ レ ビ 台	
食 器 棚	
収 納 棚	
電 気 ケ ト ル ・ ポ ッ ト	
ダ イ ニ ン グ テ ー ブ ル	
ダ イ ニ ン グ チ ェ ア	住居の定員＋1までの数量とする。
電 子 レ ン ジ	オープンレンジも含む。
ト ー ス タ ー	
食 器 洗 浄 乾 燥 機	
ソ フ ア	ベンチも含む。
ド ラ イ ヤ ー	
エ ア コ ン	取付工事費を含む。
防 炎 カ ー テ ン ・ 防 炎 レ ー ス カ ー テ ン	
洗 濯 機	衣類乾燥機や衣類乾燥機能付き洗濯機を含む。
照 明	共用部（居間・食堂や玄関等）に新たに設置するものであつて、各居室に設置するものは含まない。
重 度 障 害 者 支 援 に 必 要 な 共 用 備 品	